

第28期東京都青少年問題協議会

第6回専門部会

平成21年5月26日(火)

都庁第一本庁舎33階 特別会議室S6

午後 6 時 00 分開会

青山青少年課長 お待たせいたしました。本日は、大変ご多忙の中、青少年問題協議会第 6 回専門部会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

まだお見えでない委員の方もいらっしゃると思いますが、定刻となりましたので、ただいまから第 6 回専門部会を開催させていただきます。

お手元に本日の資料をお配りしてございますので、ご確認をお願いいたします。

資料 1 は、「ネット・ケータイが青少年の健全育成に与える影響に関する論点」でござい  
います。

資料 2 は、「具体的施策についてのたたき台」でござい  
ます。

参考資料 1 は「携帯事業者からの意見聴取結果について」でござい  
ます。

参考資料 2 は「東京都青少年の健全な育成に関する条例（インターネット関係抜粋）」  
でござい  
ます。

参考資料 3 は「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関  
する法律」でござい  
ます。

以上 5 点でござい  
ます。

なお、木村委員は、本日はご都合が悪く欠席されておりますが、木村委員から書面でご  
意見をいただいておりますので、こちらも 1 枚ですけれども、配付してござい  
ます。

そろっておりますでしょうか。

それでは、前田部会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

前田部会長 それでは、本日もよろしくお願いいたします。前回は所用で欠席いたしま  
して申し訳ございませんでした。

まだお見えになっていないのですが、前回の専門部会でご議論があって吉川委員から質  
問が出た SNS の関係のことについて、警視庁からお答えを用意していただいていると伺  
っておりますので、露木少年育成課長から概要について、そして、より細かな内容につい  
ては邑橋係長からご説明いただけるということですので、何とぞよろしくお願いいたしま  
す。

露木課長（警視庁） 露木でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、今年に入りまして、私どもで事業者に対して行った指導の概要についてご報  
告させていただきます。

昨年、ご案内のとおり、いわゆる出会い系サイト規制法が改正されまして、12月 1 日に

施行されましたが、この改正によりまして、出会い系サイト事業を行おうとする者は、都道府県公安委員会への届出が必要となりました。私どもではこの事務を担当しておりますが、今年の2月に大手のSNSの多数の利用会員自身が無届けで出会い系サイト事業を行っていることが明らかになりました。したがって、大手SNS事業者6者に対しまして、サイト管理者として、違法状態の解消を図るために必要な管理をするよう、口頭で指導を行ったものでございます。

指導後、事業者から、管理体制の強化を行った旨の連絡がございましたし、最近のSNSの状況を見ますと、多くの出会い系サイトが削除されている実態が見られるところでございます。

次に、携帯電話各社に対する協力依頼等について申し上げます。平成20年中に警視庁で検挙しました福祉犯罪の被害児童数は、全体で641人いました。その20.3%に当たる130人がインターネットサイトに起因した事件の被害児童でした。その内訳を見ますと、出会い系サイトに起因したものが48人である一方、出会い系サイト以外のサイトに起因したものが82人、プロフィールサイトやゲームサイト、あるいは、コミュニティサイトなどを利用して被害に遭う児童のほうが多いという実態がありまして、この傾向は、本年に入っても、3月末の段階でも同様でございました。

また、本日の資料にも添付されておりますが、いわゆる青少年インターネット環境整備法が施行され、同法では、携帯電話を購入しようとする保護者から、18歳未満の子どもが使用する旨の申し出があった際には、携帯電話販売事業者にフィルタリングの提供義務が定められているところでございます。

このような被害の実態と、新法が施行されたことを受けまして、私どもでは、フィルタリング普及促進対策の一環として、携帯電話各社及び社団法人電気通信事業者協会に、フィルタリングに関する協力を文書により依頼したものでございます。

また、私どもから、条例等に盛り込まれることを希望する事項についてでございますが、現在のところは、まだ妙案がないというのが実情でございます。

SNS事業者に対する具体的指導内容並びに携帯電話会社等への具体的協力依頼内容については、担当官から報告をさせていただきます。

邑橋係長（警視庁） まず、SNS事業者を含めて出会い系サイトに該当するかどうかという判断基準につきましては、いわゆる出会い系サイト規制法に定義されている4要件をすべて満たしているかどうかというところで判断されます。具体的には、1点目が、面

識のない異性との交際を希望する者の求めに応じて、その者の異性交際に関する情報をインターネット上の電子掲示板に掲載するサービスを提供していること。いわゆる異性交際を主目的とした提供をしていることというのが一つです。2点目が、異性交際希望者の異性交際に関する情報を公衆が閲覧できるサービスであること。いわゆる異性交際情報に公衆閲覧性があるということです。3点目が、インターネット上の電子掲示板に掲載された情報を閲覧した異性交際希望者が、この情報を掲載した異性交際希望者と電子メール等を利用して相互に連絡できるサービス。1対1で相互に連絡できるサービス、というのも要件になります。4点目が、今までに挙げた要件について、有償・無償を問わずこれらのサービスを反復・継続して提供している。この4つの要件すべてを満たした場合に、法で定める出会い系サイトに該当するということでもあります。

したがって、言葉で「出会い」などのキーワードが含まれることをもって出会い系サイトと認定するものではないということです。これにつきましては、警察庁のほうで公表しています「インターネット異性紹介事業の定義に関するガイドライン」に、要件等については詳しく記載されております。

続きまして、先ほど課長からご説明いたしましたSNS事業者への指導の具体的な内容につきましては、2月から3月の間、いわゆる出会い系サイト化している掲示板を持っているSNS事業者、この6業者を警視庁に招致して指導しました。指導内容としましては、利用者が立ち上げる掲示板が、出会い系サイト規制法に照らし合わせて、既に違反状態になっている。ということは、実際にそれぞれのサイトの掲示板の画面を印字したものを提示しながら、それと合わせて警察庁のガイドライン等に基づいた説明のもとで、出会い系サイトに該当するという旨を説明しました。それぞれの事業者につきましては、利用規約に異性交際目的の利用禁止をほとんどのサイトがうたっている状況にありまして、それに基づいて、そのような利用を認めないのであれば、違反利用者に対して、異性交際目的のコミュニティの運用をやめさせたり、目的を変更させるなどして、違反状態の解消に努めるように指導いたしました。

指導後の具体的な改善状況ですが、指導後、3月末から4月にかけて改善状況を確認しました。多くの事業者から改善の連絡がありました。改善の一例としましては、検索システムを、システム的に「NGワード」といって、出会いを想起させるような言葉について機械で感知する、そのようなNGワードを増やしたということ。また、人的な改善方策として、監視体制をさらに強化したというような報告がありました。さらに、こち

らの指導に基づきまして、注意書きとして、出会い系サイト規制法に抵触する利用をしないでくださいという注意書きが追加された業者も多くありました。

実際にこちらが確認しましたら、問題視していた出会い系サイト化された掲示板については、その多くが閉鎖または削除されている状況で、改善されております。

次に、E M Aとの接触状況についてご説明いたします。

これにつきましては、S N S事業者招致指導の後、E M Aからご要望がありまして、4月と5月、計2回、警察庁の担当者と共に接触しております。1回目では、各S N S業者に説明したのと同じように、S N Sサイトの一部が出会い系サイト化しているという実態を示した上でガイドラインの説明を具体的にし、どのような経緯で出会い系サイトの要件に該当するのかという説明をしております。あわせまして、E M Aの認定サイトも招致指導した業者の中に含まれており、その経緯についても説明しております。

2回目、5月の接触につきましては、E M Aからガイドラインについていろいろご意見がありまして、警察庁の担当者と共に対応しましたが、法律的な面の疑義がありましたので、今後、警察庁のほうで対応していただくということで、今後、警視庁がE M Aと対応する予定については、現在のところは未定となっております。

続きまして、警視庁におけるトラブルサイト等の把握状況についてご説明いたします。

警視庁では、検挙した携帯電話やパソコンなどの回線を利用した犯罪の検挙・被害状況については、全国調査の一環として、出会い系のサイトとインターネットサイトの2つを分けて被害児童から聞き取り調査をして、それぞれ警察庁のほうに報告しております。

サイトの詳細については、積極的な公表等はしていません。

続きまして、被害児童が利用していた携帯電話の会社、機種名、フィルタリングの有無等については、現状、調査を行っていません。ご指摘の点につきましては、全国的に足並みをそろえた対応がより効果的と思われるので、警察庁の担当者に諮っていきたく思います。

最後に、各事業者への文書による要請についてご説明いたします。

携帯電話各社と同様に、被害実態と青少年ネット環境整備法が施行されたことを背景として、青少年の健全育成に向けたフィルタリングの普及促進対策の一環としまして、大手S N S事業者を訪問し、文書による協力依頼を実施しております。依頼内容につきましては、対象事業者は、会員数100万人を超える大手事業者を対象にして、その中の事業者につきましては、口頭で指導した事業者が大半を占めております。

内容としては、出会い系サイト化している掲示板立ち上げ防止に配慮した管理・監督体制の強化、年齢確認の厳格化による児童利用制限領域の設定、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に向けた啓発活動の推進などを生活安全部長名で協力依頼し、事業者からも一通りの理解を得ているところでございます。

以上で説明を終わります。

前田部会長 どうもありがとうございました。

今のご説明に関して、委員の皆様方から何かご質問があればぜひ出していただきたいのですが、いかがでしょうか。

後藤委員 吉川委員の質問内容を忘れてしまったのですが、今の回答で全部答えになっているんですか。吉川さんが言ったのは、もっと個別の、わりと詳しい何かではなかったですか。一般的な話でしたか。吉川さんが来られたらいいんですけど。

前田部会長 警視庁にお願いした質問項目を書いたようなものは、何かありますか。

青山青少年課長 前回、吉川委員が警視庁にお聞きになられたことというのは、削除要求を受けたミクシィなどにおいては、「出会い」とか「異性交遊」がキーワードに含まれるコミュニティそのものが大量削除されたと聞いているけれども、会員が立ち上げたこういったコミュニティそのものが出会い系サイトに該当するとは考えられないかというような質問を、たしかおっしゃっておられたので、そういう意味で、そういう指導をされたというお答えかと思います。

後藤委員 わかりました。すいませんでした。ありがとうございました。

新谷委員 実際に児童がいろいろなサイトで被害に遭っていると思いますが、それを一切、そのサイト名などを公表しないのでしょうか。それはなぜ公表しないのか。私たちとしては、こういうサイトがきっかけで児童が被害に遭ったという事実を公表していただきたい、保護者としては、そうしたものを知りたい、それは警鐘を鳴らすことになるので、そうしたことをオープンにしていっていただきたいと思います。

露木課長 サイト名につきましては、別に隠しているわけではございません。報道発表の際には、どのように使われていたか明らかな時のみ回答するようしております。今後、全面的に公表するか、しないかについては、東京都だけではなく、やはり全国警察と足並みをそろえたほうがよろしいかと思っておりますので、検討させていただきたいと思っております。

新谷委員 例えば、その年度の終わりでもいいですから、一覧表にして、多い順から10

個くらい載せていただけたら本当にありがたいのですが。

露木課長 検討させていただくということによろしいでしょうか。

前田部会長 もちろん、本日お答えいただけるようなことではないので。ただ、こういう段階に来る前に、警察庁のバーチャル社会に関する研究会で、ここと同じような、青少年を守るという感じで研究会を開いたときに、SNSのどこで被害がといったときには、やはり大きい順に並びましたよね。ただ、それをどこまで公表するのがいいかということは、またご判断があるかと思いますが、ご意見として、PTAの側としてその名前を知りたいということは、警察庁にもお聞きいただけたと思いますので。

吉川委員には申し訳なかったのですが、先に警視庁のほうからのお答えをいただけてしまいました。一応、SNSに関しての是正勧告は行ったと。それに対して、一応、是正措置はとられているということでした。ほかの委員がご質問になっておられる間に、また落ち着かれたところでご質問いただければと思います。

ほかの委員の方は、今のご説明でいかがでしょうか。

内山委員 ご報告ありがとうございました。現実に出会い系よりも、それ以外のもののほうが被害者数としては多いという現状を踏まえますと、フィルタリングの内容についてももちろん考慮する必要があるのではないかと思います。その辺については、どう考えていらっしゃるのでしょうか。

露木課長 私どもでも同様に考えておりまして、先般も携帯電話各社にお願いしたところですし、本日の協議会資料にもありましたが、同じフィルタリングにしても、保護者の方が見られるようなカスタマイズといいますか、そういったものをどんどん携帯電話会社に導入していただけませんかという依頼をしているところでございまして、携帯電話会社も、皆様ご案内のとおり、徐々にではありますが、そうした方向に動いていると思っております。

内山委員 現実問題としては、EMAが、本来はフィルタリングをかけていたSNSですか、そのサイトから幾つかをどんどん除外しているわけですね。実際に被害に遭われた人たちの中に、その除外したサイトが入っているかどうかというところが、たぶん一番気になるころだと思います。その辺を改めて報告していただけるでしょうか。その点を確認したいと思います。

露木課長 この調査結果につきましては、被害に遭われた子どもさんから、どこのサイトを使っていたかという聞き取り調査が中心になっておりまして、手元の数字では、一番

多いのは「どこのサイトかわからない」という数字になっております。これからまたさらに、これまで被害に遭った方に、再度お伺いすることはできないと思いますけれども、当方で持っている資料が、当時、E M Aに認定されていたかどうかについては、調査することは可能だと思います。

内山委員 ぜひ調べていただければと思います。

露木課長 承知しました。

前田部会長 よろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

吉川委員、来たばかりで、お答えをきちんと聞かない形になってしまって申し訳ないですが、今の範囲のやりとりからは何も見えないかもしれませんが、何かありますか。

吉川委員 報道資料では、警視庁が要請された内容と、それについてのE M Aのコメントは拝見しています。そこで、かたくなにこだわっておられると思ったのは、警視庁からは、ミクシィの中で、具体的に児童に関する不適切な書き込みがあったとの指摘は一件もなかったと、これはこの前、岸原さんがおっしゃってしまっていて、そのような事実は我々も確認していないと。ミクシィ側が自主的に対応したのは、異性との出会いをテーマとしたコミュニティがあったので、それを自主的に削除したという対応でした。

私としては、児童に関する不適切な書き込みが具体的にあって、それを削除要請したのか、それとも、異性との出会いをテーマにしたコミュニティがあるから削除要請したのか、どちらでも同じことだと思っています。どっちにしても子どもにとってあまり好ましくない環境があったということですね。あたかも具体的に不適切な書き込みがなかったからいいんだというような印象だと、それは問題を正しく把握していないのかなと思っていて、あくまで、E M Aに認定されているサイトの中で、出会い系サイトのようなものが公然と認められていること自体がよくないということ、改めて皆さんに意識していただければと思っている次第です。

内山委員 いいですか。

前田部会長 内山委員、お願いします。

内山委員 被害に遭った児童82名について、使っている携帯や特徴機種などに特に偏りがあったのかどうかはわかりますか。

露木課長 使用した携帯電話については、聞き取りをしていません。

内山委員 わかりました。どういう携帯を使っているとフィルタリングが効いていない

とか、そういうことは、実行が即生きてくると思うので、できれば、今後は、調べられたら調べていただきたいと思います。

前田部会長 その点はそれでよろしいですか。

内山委員 はい。

加藤副会長 ご説明、どうもありがとうございました。今のご説明の中で、出会い系サイトの4つの要件についてご説明いただきましたね。その4つが全部入っていないと認めないということですね。そうすると、例えば異性交際情報があって、公衆の閲覧があって、2人で連絡ができる、だけど、それが繰り返されていないというと、それは出会い系サイトではないと認識されるわけですか。

邑橋係長 たまたまそういう情報があって、例えば、電話番号等を載せて、それを見て連絡を取り合ったと。ただ、そのサイト自体の構成として、そういう異性紹介の出会いの場ということが主たる目的ではないサイトであれば、継続的にそういう機能なりを提供しているということにはならないので、出会い系サイトに該当しない場合もあるということでございます。

加藤副会長 わかりました。そうすると、悪いことをしようと思ったら、かなり悪いことができるわけですね。つまり、繰り返されているという要件だけ外せば、それは法律の規制を逃れることができる。あるいは、公衆が閲覧できないようにしておけば、それは法律の規制を逃れられると考えていいのでしょうか。

邑橋係長 あくまでも法律で定める出会い系サイトの要件は限定的なものということで、この法律で取り締まる範囲内は、その要件に該当したのみということになってしまいます。

加藤副会長 わかりました。ありがとうございます。

そうすると、実質的には、例えば僕が何かそういうことをしようと思ったら、一つだけ要件を抜かしているいろいろなことができると解釈できるわけですね。わかりました。

前田部会長 ただ、法律をつくるときはすべてそうですが、絞り込まなければいけないので、4要件がきちりそろっていないければいけないということで、副会長がご指摘のとおりのところがあると思いますが、逆に、今は、4要件がそろっているというだけで出会い系サイトとして認定していいのかという主張を、彼らはしている面もあって、実害が生じなければ、形式上は4要件が当てはまっても、法の趣旨からいって、そう規制する必要はないのではないかという主張もしているという話は、警察庁の側からは聞かされていません。

やはり立場が違って、そういう出会いの場をつくること自体は悪いことではなくて、被害に遭うことが悪いのだから、被害に遭わなければ出会い系サイトを持っていて何が悪いのかという感覚も一部にはあるようです。それは、法の趣旨からいって絶対に許されないことで、4要件に当たれば、さっきお話があったような指導をしていただいているわけですが、そののところはいろいろな温度差があると思います。

ただ、この委員会としては、やはりそういう中で、青少年に対してはどういうことが好ましくて、どういうことが好ましくないということは、出していかなければいけないと思います。

吉川委員 数年前に警察庁が発表していた調査結果ですが、出会い系サイトで被害に遭った児童の数が多かった上位10サイトがどういう運営状況であったかを調べた社安研の研究結果があります。そうしますと、10サイト中9サイトで、出会い系事業者に課せられている努力義務や法的義務をすべて果たしていました。例えば、利用の際に年齢確認をしている、児童に関する不適切な書き込みを見つけたときは自主的に削除しているなど。

要は、それから言えることは、適法に出会い系サイト規制法に沿って運営しているサイトだから児童が被害に遭わないかといったら、それは全く関係ない。やはり児童は年齢を詐称して入ってきますから、形式どおり事業者が年齢確認をしてもすり抜けて入ってくるし、利用者が多いところでは、どうしても事故の数も増えますから、結果的にそうなるので、法律を守っていることと児童を守ることは違うということが、それから言えるのかなと感じました。

今回、改正によって、施行規則が、2月1日からでしたか、本人確認がかなり厳格になっていますので、それが果たしてどこまで効果があるか、非常に関心があるところです。

フィルタリングの解除の件で、前回、各キャリアさんのお話を聞いていて、子どもが勝手にフィルタリングを解除しないように、実際に店頭で保護者が来ないと解除できないということをおっしゃって、なるほどよく考えていると一瞬思ったんですが、あの子の読売新聞か何かの記事を読んでいると、子どもが化粧をして母親になりすましてお店に行き、「母です」と言って、「うちの娘のフィルタリングを外してください」と言う事例があるらしいです。

その場合に、これは明らかに子どもだと思っていなくても、そこまで立ち入って聞けないし、そこまでの義務もないので、「わかりました」と言って解除してしまう。子どもは、そういうことを口コミで、こういうふうになれば解除できるという裏技をどんどん編み出して

いっているのです、本当に守ろうと思ったら、子どもの悪知恵を上回るくらいのアイデアをこちらも考えないといけないのかなという感じがします。

ですから、形式的に法律でこうすればいいという性善説だけではなくて、子どもがそれを悪用して入っていくことも事実ですから、そこを含めた実効性がある方法を考えなければいけないかなと思います。

前田部会長 ありがとうございます。

ほかにご質問はいかがでしょうか。

もし、よろしければ、警視庁からのご報告、それに伴う質疑は一応終了させていただいて、露木課長と邑橋係長は所用があたりだそうですので、これでご退席になります。

本日は、お忙しい中をありがとうございました。

露木課長 よろしく願いいたします。

(警視庁職員退室)

前田部会長 それでは、「ネット・ケータイが青少年の健全育成に与える影響への対応策について」を審議するに当たって、先ほどの資料の中身について事務局からご説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

青山青少年課長 それでは、議論を進めていただくに当たりまして、事務局で作成した資料についてご説明いたしたいと思います。

資料1につきましては、これまで過去2回の専門部会でも順次、作成途中のものをご覧いただいておりますが、こちらの論点整理につきましては、前回の専門部会でのご議論の内容を反映させて更新した内容となっております。

最初の「議論を進める上でのスタンス」では、最後の 印の項目を付け加えておりまして、大人社会の歪みなど本質的な問題についても、答申のまえがきやあとがきで指摘すべきというご意見がありましたので、それを追加しております。

それから、1枚目の右側の(3)「青少年への働き掛け」のところに関しましては、青少年に対して行う教育や啓発では、ケータイの楽しさよりも危険性を先に教えるなど、そういうふうにするなどの情報を与える順序が重要なので、そういったことにも行政がかかわるべきというご意見がありましたので、そうした旨を追加しております。

また、1枚目から2枚目の変わり目のところですが、フィルタリングの関係で、「保護者への働き掛け」というところで、フィルタリングの選定におきまして、一般の保護者に適切な判断を求めるのは過剰な期待で大変なことであるので、行政の介入によって青少年

が、できれば自動的に守られるような仕組みをつくるべきというようなご意見がございましたので、その趣旨のご指摘につきましても追加しております。

2枚目に移りまして、(2)「事業者への働き掛け」です。こちらは、前回、携帯電話各社、EMAのヒアリングを得ておりますので、それを踏まえて大幅に書き加えております。

まず、2つ目の 印の最後の部分ですが、「EMAが考える健全なコミュニティ」と「青少年にとって安全なコミュニティ」の認識のずれを修正するよう指摘するべきといった件。

4番目の 印になりますが、認定サイトをデフォルトとするのではなくて、フィルタリングが解除される条件もしくはその前提を逆にして、最初にSNSにフィルタリングがかかるようにして保護者の判断で解除する仕組みにしてはどうかというようなご提案がございましたので、その件。

次の 印になりますが、現行のフィルタリングの定義は1種類ですが、都の指針でフィルタリングレベルについて基準をつくれれば効果的ではないかというご意見がありました一方、そういうことを都が自ら行うよりも、むしろ民間の努力をどのように促進すればよいのかという視点で取り組むべきというご意見もありましたので、そちらをあわせて記載しております。

2枚目の右側、企業の努力に関する項目の最後の 印になりますが、ネット・ケータイ絡みの青少年被害事件に現に使用された携帯電話の機種やコミュニティサイトの名称の公表に関するご提案ということで、今ほど内山先生から警視庁に対してご質問がありましたが、その件について、行政が公表してほしいというようなことで追加しております。

ほかの部分については、特段修正していません。

資料2は、新たに作成したものになります。2枚半ほどありまして、それなりの分量のものですが、こちらの資料の性質として、今ほどの論点整理のほうで、いろいろな論点、いただいたご意見ですが、こちらにカバーされていたような事項を、実際に、例えば都の施策、条例の内容として組み立てるとすればどういったメニューになるかという視点で、事務局のほうで再度整理したものでございます。

この表の見方ですが、左側は、「現状や問題点」ということで、どういったことが問題になっているか。真ん中の欄は、「解決のためにとるべき施策、要請すべき事項、条例に盛り込むべき事項」、そして右側の欄は、主に、今の法律や条例でどういったことがカバ

—されているか、そのほか参考となり得る事項を「参考事項」としてまとめております。

ちなみに、先ほども資料のところで紹介しましたが、この資料2の後ろに付けてあるものとして、参考資料1ということで横長1枚にまとめていますが、前回の専門部会での携帯電話各社のヒアリング内容を簡単にまとめたものでございます。5社それぞれがどのような回答をしたか、質疑応答の中でEMAに関してしていただいた質問などについても、それぞれの事業者の回答ぶりを、簡単な書き方ですが、まとめております。

それから、現行の東京都青少年健全育成条例のインターネット関係部分の条文自体の抜粋が1枚。それから、4月に施行されました青少年インターネット環境整備法、資料2では「新法」という言い方をしていますが、そちらの全文を添付しておりますので、そちらも適宜ご覧いただきたいと思えます。

それでは、資料2について、できるだけ簡潔にご説明したいと思います。通し番号にしておりますが、通し番号の1番から6番、要は、資料2の1枚目につきましては、「ネット・ケータイ関係事業者が行う事項」としてまとめております。表の作りとして、真ん中の欄の解決策の部分では、事業者に要請すれば足りるのか、あるいは、条例化が必要な事項なのかといった、そうしたレベルの問題については、私ども事務局のほうでは特段書き込んでいませんので、真ん中の欄の なり を事業者が実行すべきであるという趣旨で書いてあります。この後ご議論をいただく際に、例えばマル何番については、こうした内容についてはぜひ条例で義務付けるべきであるとか、これは業界で自主的に取り組んでもらうことを要請すれば足りるのではないかとか、このあたりのレベル感についてもご意見をいただければありがたいと存じます。

につきましては、新法施行で青少年へのフィルタリング設定が原則になりましたが、だからこそ抜け穴がないように、利用者の年齢の確実な把握が必要という問題がございます。今の条例では、青少年がネット利用をするか否かの確認義務だけが事業者に課されておりますので、それをもう少し具体的に、できるだけ年齢確認がしやすいように、それを事業者が行うべきではないか。こちらの で書いているものは、これは少し参考になりますが、前回のヒアリングなどで、ソフトバンクなりauなりから、いろいろと工夫が言われていましたし、今ほど吉川委員からご指摘があったような問題もありますが、できるだけ全社でそうしたものを導入してはどうかという一案でございます。

につきましては、フィルタリングを利用しないこと、または解除することについて、保護者の認識が甘いという問題があります。また、子どもが親の同意書を持参したときの

保護者の意思が実際はどうか再確認を徹底しなければいけないという問題もございます。今の条例では、契約をするときに、フィルタリングというものがあることについて告知して、その利用を勧奨することが事業者には義務付けられております。

一方、何回か話題に出しましたが、改正兵庫県条例が今度7月1日に施行される予定ですが、この中では、保護者に対して事業者が、ネットの危険性や犯罪被害のおそれがあるということを含めて、説明書を交付して説明することが義務付けられております。また、親は、フィルタリングを利用しない場合は正当な理由が必要でありまして、その正当な理由を記載した申出書を事業者に提出しなければならないこととなっており、それを事業者は契約の期間中保管しなければならないという仕組みになりました。こちらは知事が勧告をすることができまして、従わない場合は公表という手段で担保されております。

こうしたものにヒントを得まして、真ん中の欄ですが、契約後においても保護者に対して、「必要に応じて」という言い方をしていますが、つまり、保護者から解除の申し出があったような場合、そういう意味で必要が生じた場合、事業者に対して保護者への説明を尽くさせて、解除等の理由を提出させてはどうかというような案でございます。

につきましては、前回のヒアリングで判明しましたが、機能限定の端末もしくはアクセス履歴確認などいろいろなサービスの開発状況、提供状況に各社で差がありますので、保護者のニーズに応じた機能の開発、提供、特に機能を限定した携帯を安く普及させることについて事業者が検討するというような内容になっております。

は、右端の欄の参考事項のところにありますように、新法では、20条1項というものがありますが、そこで、事業者に対して、フィルタリングを開発なり提供するに当たっては、閲覧の制限を行う情報を、青少年の発達段階及び利用者の選択に応じてきめ細かく設定できるようにすることが義務付けられております。

ところが、先ほど論点整理の追加部分でも申し上げましたが、これはカスタマイズ化ということを念頭に置いた条文だと思いますが、カスタマイズ化することができるというようにフィルタリングの機能がきめ細かくなりつつありますが、それを保護者が使いこなせないのではないかという懸念のご指摘がありました。そういうことがありますので、事業者が保護者に対して、フィルタリングをかければそれですべて安心ではないというところまで踏み込んで説明して、保護者が、子どものインターネット利用を主体的に管理・指導できるよう、事業者の側からも勧奨・助言するようにはどうかという案でございます。

それから、につきましては、何回かにわたっていろいろな委員の先生方からご指摘を

いただいておりますが、事業者が実施するケータイ安全教室のようなものはどうしても、携帯電話離れを起こさせてはいけないというジレンマがあって、危険性をあまり強調しないような歯がゆい内容になっているという問題がございます。これに対して、一案ですが、例えば事業者が子ども自身なり保護者なり、あるいは青少年育成にかかわる者、教員などが入るかと思いますが、そうした方々に対して行うインターネット教育事業、啓発事業については、内容、頻度、手法など、例えば一定の基準を満たさなければならないこととしてはどうかという案です。「一定の基準」とは何なのかということも大きな論点になるかと思いますが、例えば、都が定めた指針のようなもの、あるいは、事業者団体が自主的に定めたガイドラインで、都が、それなら大丈夫だよということで認めたものになるのかわかりませんが、そうしたイメージをとりあえず描いております。

につきましては、ネットカフェにおけるフィルタリングの導入が進んでいない現状を前に何回か報告しましたが、実は、これにつきましては、条例の条文、18条の7の第4項で、基本的には、努力義務は既にかかっているところです。ところが、実際には、それがなかなか進んでいないということで、鳥取県は罰則を付けるということがありましたが、改正兵庫県条例では、公衆の利用に供される端末設備に対して、広くフィルタリングの導入を義務付けて、違反があった場合には知事が勧告する。さらに、従わない場合には公表で担保するという例がありますので、都においてもそうした内容とすべきかどうかといったご提案です。

事業者がとるべきというだけの問題ではないので、その書き方を、括弧に入れたり、印を付けたりということで、そうした書き方をしていますが、内容的には、現行の条例の努力義務を強化すること、ネットカフェ以外に公衆の利用に供される端末設備にも適用するとしても、そうした可能性はどうかということをご検討いただければということでございます。

2枚目に移りまして、 、 につきましては、「保護者（及び青少年の育成にかかわる者）が行う事項」ということを掲げております。 につきましては、事業者の項目にも関連するような事項がありましたが、要は、保護者の認識が甘くて、子どものフィルタリング解除の要求をすんなり受け入れてしまうという問題でございます。インターネット整備法の6条や都の現行条例でも、保護者が子どもにフィルタリングを利用させるように努める義務が課されております。また、先ほども警視庁のほうからの報告にもありましたけれども、新法17条2項では、保護者に対して新たに課された義務として、青少年がネットの

携帯電話を利用する場合には、契約時に事業者申し出る義務が課されたところもありますが、いずれにしても、保護者の認識がしっかりしていないといけませんので、前のページでも申し上げましたように、改正兵庫県条例のような規定の例もありますので、現行条例や新法の義務内容をさらに補強するという趣旨で、保護者がフィルタリングを利用しないとか、解除する旨の申し出をした場合、再考を促すというか、正当な自由の申し出を出させるのか、もしくは、再考の機会を与えるというか、どういうやり方になるかわかりませんが、そうした機会を与えることも必要ではないかというようなご提案でございます。

は、事業者の項目でも同じような関連事項を申し上げていたことの裏返しですが、保護者が、子どものインターネット利用の管理能力を身につけていない、もしくは、家庭でのルールづくりの適切な方法がなかなか普及していないという問題がありますので、これも新法6条にあります保護者の責務、都条例でも18条の8の2項にあります。そういった趣旨をさらに具体化するため、例えば、先ほど申し上げたことと同じような感じですが、一定の基準を満たした教育・啓発事業に対して保護者が参加するよう努めなければならない、としてはどうかというようなご提案になります。

続きまして、「都が行う事項」です。 つきましては、今までも何度かいろいろご発言をいただきましたけれども、青少年のネット絡みのトラブルや事件での被害につきまして、事実関係をきちんと蓄積した上で、都が注意喚起といいますか、いろいろ発信してはどうかといったご意見をいただいております。ところが、現時点では、残念ながら、都のほうではそのような情報の収集の手段を有していないために、そうした解決に向けた助言・支援を行うことがなかなかできていません。今の条例18条の9では、都に課されている責務の範囲は、あくまでも普及・啓発、教育等の推進のみということで、そこまでカバーされていません。一方、新法では、13条、14条、30条とあちこちに飛んでいますが、国と地方公共団体に対しまして、民間団体や事業者への必要な支援に国や地方公共団体が努めなければいけないという義務が規定されております。

これも参考までですが、私どもで、こうした趣旨に沿いまして、今年度の新規事業として「ネット・ケータイヘルプデスク」という、青少年のネット絡みのトラブルや被害の相談を受け付ける体制を整備する予定でございまして、現在、開設準備作業の真っ最中でございます。こうしたことも念頭に置きつつ、 - Aということで、青少年や保護者から受けた具体的なトラブル相談に応じる過程で判明した問題点等について、都がフィルタリング開発事業者やE M Aなどに通知や申し入れを行い、改善を求めるということを書かせて

いただいております。

それから、 - B、 - Cにつきましては、論点整理の1の(3)「青少年の働き掛け」のところにも同じようなことがあったものをそのまま引かせていただいておりますが、委員の方々から具体的なご提案があった、そうした被害犯罪に供用された携帯電話の機種名、SNS等の具体的なサイト名の公表、それから、青少年自身や保護者に対しても、何かしら言ったほうがいいのではないかというご意見がありましたので、そのあたりを書いております。

は、保護者のニーズに合った安全で安心な携帯電話があるとしたとしても、機種が少ない、価格が高い、その他いろいろと、なかなか普及しづらい状況にあって、実際にあまり普及していないという問題がございます。それに対して、アメとムチのようなことで、事業者インセンティブを与えてはどうかといったご意見がございました。こうしたことに関して、都でできそうなこと、都がすべきこととしてどういった考え方があるのかというその一例ですが、例えば、一定の基準を満たして、青少年にとって安全で安心な携帯電話の機種もしくは機能やサービスを優良なものとして推奨してはどうかということも考えられるのではないかとということで書かせていただきました。

「参考事項」のところにありますけれども、例えば、現在、実際に青少年健全育成条例の運用ということで行っている事項の一つとして、優良映画の推奨ということをしていきます。申請があった映画について、規則に書かれた基準を満たしていると認められるものを青少年健全育成審議会に諮問しまして、答申をいただいて、その上で知事が推奨しております。推奨を受けると、東京都公報で公示しまして、また、学校に対しては個別にハガキで通知するということをしておりますので、似たようなことということで、一応、真ん中のほうにこうした案を書かせていただいております。

3枚目になりますが、は「都が検討すべき事項」ということで、18禁の物品・図書などのネット販売、あるいは、成人向けの有料サイトの利用において、年齢認証を本人の申告に頼っていて、実際にははなはだ不十分である、実効的ではないといった問題がございます。現在の条例は、どうしても、青少年に不健全なものとして指定した図書や玩具、刃物を販売してはならないという規制は、主に店舗での対面販売を前提としたつくりになっておりますので、例えば、今ほどご紹介もありましたが、出会い系サイト規制法の最新の規則改正などのように、料金の支払い手段を、青少年が通常利用できないクレジットカード認証とするなど、できるだけ年齢確認を厳格なものとしてはどうかといったご提案でご

ざいます。

最後の は少々毛色が違っていますが、「国が行うべき事項」ということで、国への提案要求事項になるかと思えます。実際に、前回活発にご議論いただきましたし、今回もさほど話がありましたが、E M Aの認定サイトでの被害発生の問題、認定結果やE M Aの独立性を信頼しているという携帯電話全社のスタンス等について疑義がございました。こうした問題というのは、根本にかかわる非常に重要な点ではあるのですが、東京都単独で解決を試みるよりも、国に対して再検討、再考を求めるべき性質のことではないかということで、ここに掲げましたように、認定サイトにおける被害実態の把握、フィルタリング普及における第三者機関のかかわり方について真摯に検討すること。例えば、具体的には、第三者機関に対し認定の審査基準等の見直しを行うよう要請したり、携帯事業者に対してフィルタリングの提供に当たり、認定サイトをデフォルトでフィルタリングから外している運用について再考を求めることなどを案として書かせていただきました。

問題点はこの12点以外にも多々あり、網羅は到底されていないことは承知していますけれども、一応、事務局のほうで、委員の皆様方の議論を踏まえた論点整理をもとに、施策として構築するとすればこうした形になるのではないかということで、たたき台として示させていただきましたので、具体的にこれはこうすべきだというようなことでご意見をいただければありがたいと存じております。

私からは以上でございます。

前田部会長 どうもありがとうございました。

資料1は、青少年の健全育成にネットがどう影響するかという基本的な視座の問題で、今までに委員から出されたものを整理して新たに付け加えたということでございます。これをもとにした具体策が資料2にあって、両者をあわせて答申の骨組みになっていくと思います。もちろん、骨の組み方を変えるという議論はあり得ますが、一つの区切りとして、ぜひ、本日の段階で各委員のご意見を出しておいていただきたいと思います。もちろん、答申は秋になりますが、次回は雑誌の問題などにも移っていく関係があるので、できれば本日の段階で一つの方向性といえますか、固める必要はないのですが、ご意見を賜ればと思っております。

分けて議論するか、全体をひとまとめにするのがいいのか難しいのですが、まず資料1のほうで、基本的な論点についての委員の議論、いろいろなお立場があって必ずしも一枚岩ということではないわけですが、今までに発言して、自分の意見のこの部分については、

ここをもう少し強調してほしいとか、ここは削ってもいいというようなことがあれば、2の具体的な議論に入る前にご発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

住田委員 先ほど内山委員からご質問がありましたように、私は、資料1の2枚目の右側、上から2つ目の 印のところですが、「実際に使われた携帯電話の機種名や、特定のコミュニティサイトの名称を、行政は公表してほしい。」とありますが、これはぜひ行ってほしいと思います。それに関して、資料2の中の「都が行う事項」の「一定の基準を満たし、青少年にとって安全で安心して利用できる機種又は機能を、優良なものとして推奨する。」につなげていくことがベターかなと思っています。

実は、私が犯罪少年を扱っている中で、膨大な犯罪の中のほんのわずかな部分だと思えますが、特定の機種の携帯電話を持っている人が犯罪に巻き込まれたり、犯罪を起こしたりしています。そういう事実が、私の本当にわずかな例の中であるものですから、これはぜひ公表していただきたいと思っております。

以上です。

前田部会長 ありがとうございます。非常に興味深いというか、具体化していく中でまたご意見を出していただきたいと思います。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

後藤委員 資料1の2枚目の(2)の「事業者への働き掛け」の一番下の 印のところですが、ここは、ご説明にもありましたが、前半は私の意見で、後半は木村先生の意見だったと思います。これをまとめて書いていただいて間違いというわけではありませんが、これだと、前半の意見もあるけど、だめですよ、というような意見だったように思いますので、私の希望としては、私の意見は私の意見として書いていただいて、それについて、自分を縛ることになりかねないということをたしかおっしゃっていたと思いますので、それはもちろん載せていただいて結構ですが、前半の部分は独立して書いていただきたいと思えます。

資料1については以上です。

前田部会長 ありがとうございます。そこは確かに重要といいますが、ベクトルが逆のものを2つあわせている感じになりますのでね。

ほかはいかがでしょうか。

大葉委員 資料1の1ページ目の(3)「青少年への働き掛け」のところで、学校でケータイ教室を開く回数が増えてきたのはいいのですが、先日のご報告のように、メーカー

さんが来てくださることで、結局は、「楽しく使おうケータイ教室」になっております。それは、ケータイ普及率が広がっており、我が家では持たせないような方針ですが、教室が開かれたことによって、持った友達が増えたから買ってほしいと子どもから、早い時期に欲しがるといふ状況に困っている家庭が増えております。ですので、危険性を強調するためのケータイ教室であって、普及を広げようとか、子どもケータイをマーケティングするような機会になってはいけません。ここは行政が主導権をしっかり持って、教育委員会と学校とで強く意識して開催していただきたいと思っております。

意見です。

前田部会長 ありがとうございます。それは、1番もそうですが、2番の施策の中にもその意見を反映してということを考えていきたいと思っております。

加藤副会長 今の大葉委員の意見に賛成です。前回は少し申し上げましたが、前回のウィルコムさんの答えの中でもそうですが、「e-ネットキャラバンでよく言う話ですが」と断って、一つは、これは道具です、道具は使う人がどう使うかによって、良いことにも使えるし、悪いことにも使える、現在、光と影のところはクローズアップされている等々いろいろおっしゃっていました。前回は少し申し上げましたが、光と影の部分のときに、どちらの情報を先に出すかによって、情報の順番によって、情報の持つ影響力が全く違うわけですから、少なくとも、e-ネットキャラバンをやっているからということで正当性の根拠になってくるとすると、e-ネットキャラバンの内容がどういうものかということをお公的機関がチェックする必要がある。少なくとも、こういう順序で情報は発信すべきであるというようなことで、少し極端すぎる意見かもしれませんが、このまま放置すると、教育の名において営業活動が行われているということになりかねません。したがって、e-ネットキャラバンについては、協議会としてきちんとした見解を出すべきだと私は思っています。

もう一つ。ここで、e-ネットキャラバンの中で、道具として使えるということをおいつも話しているということでしたが、これも、私から見ると大変恐ろしい話だと思っております。青少年が使うのにふさわしい道具にできるでしょうかということがこちらの質問だったと思っておりますが、そうではなくて、道具はこういうものだよ、だからどちらにでも使えるんだよという話で、小学生や中学生が使うにふさわしい道具にできるのか、あるいは、もともと小学生や中学生が使うのにふさわしくない道具なのか、そこら辺のところは、道具だからという言い方が、それをe-ネットキャラバンでしているということになると、ある意

味で恐ろしいと思うわけです。

例えば、ピストルを規制するかどうかという話も、これは自分を守る道具だと主張する人もいるし、規制すべきだという人もいる。これはアメリカ社会で延々と議論しています。したがって、ピストルは道具なのだから、使う人が、というような議論にはならないし、もう少し議論を進めれば、麻薬も道具であって、手術にときには使わなければならないわけです。だけど、手術のときは極めて有効でこれを使わなければならないけれども、一般の人たちが持つのは、不適切な道具であるから特定の医者だけが使っているようになる。したがって、携帯電話は道具だからという発想で、しかも、e - ネットキャラバンの内容が、私はe - ネットキャラバンの現場では話を聞いていないので、委員の方々からのお話から察するに、今言った情報が与える順序が逆になっている。しかも、それが、ケータイ教室を開いているから、こういうケータイでいいとなると、ここは大変重大な問題であるという感じがしました。

これはしっかりと、きちんとした、こういうようにやるならいいけど、こういうふうにしないんだったら、e - ネットキャラバンを開催しては困ると。少なくとも学校当局の側からきちんと、こういうような説明をしてくれとって受け入れるのはいいけれども、今の携帯電話各社が言っていることをトータルに判断すると、私は、これはマイナスとしか思えません。

前田部会長 ありがとうございます。

次の「具体的施策」にもまたがる話だと思いますが、ほかに資料1についてのご意見をお願いします。

新谷委員 基本的なスタンスということ先生がおっしゃったように、携帯電話は欲望を増幅させる装置である、子どもにとってそうしたことは間違いがないということなので、有害であるとか、大丈夫だ、自己責任だということではなくて、実際に、スターになりたい、有名になりたい、ほかの人とつながりたい、いろいろなものが実現できてしまう装置であるという大前提に立っていないと、プラスの面を強調するような広報、教育をしてしまっただけでは意味がないと思います。

実際に子どもが親や教師ほかを全部抜かして特定の人物とつながれるとか、外界と接することはできる、つながれる機械であるという事実は事実なので、それがわかれば、当然、危険性がある、いろいろな犯罪の被害に遭う可能性が予測される、だから、こうした縛りをかけなければいけない、だからこういうことに社会や大人や携帯電話会社が守らな

ければいけないというのは明白なので、スタンス的にそうしたことをきちんと書いて、そこが、とやっていってからしないと、携帯学者とかいろいろな人がどうのこうのという議論になってしまうと思います。

憲法にも、子どもは未熟なので守らなければいけないとなっていないませんでしたか。未成年者は、社会や大人が守るべきものであることは事実なので、そうした危険がある以上、こうしたものをしなければいけないというスタンスに立っていただきたいと思います。

もう一つは、サイトに被害がなければいいじゃないかという議論があるということですが、これも、私はいつもいろいろなことで思うのですが、子どもが何人犠牲になったらみんなが動いてくれるのだろうか、被害者が少ないからどうということではなくて、子どもがこれだけ犠牲になっているということ自体がもう問題であって、そうしたことは、今後とも被害児童が増える危険性、可能性が予測されて、被害の広がりが予測されるのだから、これは社会としてこうするんだという姿勢で十分だと思います。被害者が1人だから、2人だから、3人だからということではないと思います。例えば、プールの排水口に吸い込まれる事故で被害者が1人、2人出ましたが、全国的に全部チェックして、問題があるところはふさいで、何人目かの被害児童を防いだと思います。そういうことと同じだと思います。うちのサイトは1人だからとか、少ないからとか、そうしたことはないと思います。

警視庁、警察庁の発表だけで何十名ですが、これを少ないと見るか、多いと見るかではなくて、こうした事実を、私たちは親の団体ですが、1人であっても困るわけです。それがうちの子かもしれない、明日はうちの子かもしれない、みんなそういうふうに危機感を覚えるわけですから、これだけ出ている事実、危険性、被害の広がりが予測されることがわかっている以上、また、携帯がそうした装置であることが事実である以上、そうしたことを打ち出して強く言っていくことを私たちは希望します。

前田部会長 ありがとうございます。もちろん両面あって、新谷委員は前にも、ネットの重要性ということで、子どもにはネット教育も大事だということを強調されて、そのとおりだけれども、やはり青少年保護という観点で、この委員会としては、そういう危険があれば、それにどう対応するかということを中心に据える。もちろん、ネットの全否定につながるような議論ではなく、その方向性は、今ご指摘があったように、何らかの形で出していったほうがいいと思います。

資料1に関しての全体的な議論は、また戻ることもあり得ると思いますが、そろそろ資

料2の12番までの具体的な施策につながる項目、もちろん、これ以外にこういう点を盛り込むべきだというご提案も含めてですが、資料2に関してのご発言をお願いしたいと思います。どなたからでも結構ですので、よろしくお願いいたします。

野田委員 の「参考事項」の3段落目のところで、都の新しい事業であるネット・ケータイヘルプデスクについて、もう少し説明をお願いしたいと思います。対応する人数や具体的な内容。この内容だと、若干受け身で、相談があれば対応したり情報提供したりということのように感じますが、積極的な事業として何か行われるのかどうかなどについてご説明をお願いいたします。

前田部会長 お答え可能な範囲で、事務局からお願いします。

青山青少年課長 仮称ですが、ネット・ケータイヘルプデスクは、もともとのコンセプトは、インターネット環境整備法が今年4月から施行されるということで、それは去年のうちにはわかっていたので、その新法の中に、国と地方公共団体が民間団体や事業者に対して必要な支援に努める義務が規定されたところであり、そうしたものを果たすことが一つの目的。それから、実際面としては、子どもたちが、ネットのいじめや誹謗中傷、トラブル、迷惑メールなど、いろいろなレベルの被害を受けていますが、そうしたものをワンストップで受けられるようなサービスがないといった問題がありまして、その両方の機能を満たすような相談窓口を設ければいいのではないかとということで発案したものでございます。

今、実際に進めている段階としては、都のほうから、民間の機関に委託しまして、名称もまだ考案中ですが、ネット・ケータイヘルプデスクという相談窓口を設けまして、PCのインターネット上もしくは電話でのダイヤル相談で、東京都在住・在学の青少年もしくはその保護者、あるいは、その先生などの関係者から、子どもがネットで誹謗中傷を受けたり、迷惑メールが来たり、架空請求を受けたなど、そうしたトラブルについてご相談を受け付けます。仮に、それがその場で対応できるようなものであれば、相談員自身が、例えばチェーンメールであればここに転送すればいいですよとアドバイスで済むものもありますし、学校裏サイトでいじめに遭ったようなこととか、あるいは、その場で教示すれば済むだけではないような悩みなどの場合には、都のほうでも問題解決に向けた連携会議を開きまして、学校関係や福祉関係などいろいろなところと連携して、実際の解決につなげるために連携したり紹介するということを考えております。

そういう意味では、相談に応じる方も、ただインターネットの知識があればいいという

ことではなくて、子どもたちの悩みを実際に電話口なりメールからの文面で判断して、適切に寄り添って対処できる能力を持った方をお願いしなければいけないと思っております。

そうしたことで、トラブル事例なり、実際の具体的な事案を一方で収集しまして、個人情報への扱いをどうするかという問題はもちろんありますが、例えば、認定サイトになっているこのSNSで、実際にこんな被害があるということがわかったとすれば、それはE M Aのほうに情報提供といいますが、要請したり、あるいは、仮に、ある機種で何か問題が起きているとなれば、携帯電話会社さんに情報提供したり、もしくは、実際にフィルタリングを開発している機関に対して、実際の事例からわかったような不備な事項や、ここはもっとこうしたほうが良いというような改善点についても提供するということで、都民からの相談を通して、実際に子どもたちの悩みを解決する機能と、それを蓄積して、分析といいますが、調査・研究というよりは、もう少し事例分析とそこからの改善案になると思っておりますが、それを実際の、今動いている民間各社を含めた関係団体もしくは関係行政機関などとの対応にも生かしていただくように、情報提供するといったことを考えております。

それで、同じく都の事業ですが、教育委員会でも、学校裏サイトの監視を今年度から行うということですので、そちらともタイアップしながら進めていこうということで、7月中くらいにはオープンできて、広報できるような状況になればいいということで、今、作業を進めているところでございます。

補足があればお願いします。

吉田主任指導主事（教育庁） 教育庁指導部では、俗に学校裏サイトと言われている学校非公式サイトの監視業務を、誹謗中傷等があった場合には削除要請をしたり、そういう業務を民間業者に委託して進めていくということで、今、契約の準備を進めているところです。当初の予定よりもかなり遅れていますが、こちらは、東京都の全公立学校、小・中・高・特別支援学校・中等教育学校、全部の学校のそうしたものを監視するという業務で、個人的な受付をするというわけではないので、個人からの申し出に関してはヘルプデスクが請け負うという形で、相互に補完するような形になると思っておりますので、私どももできるだけ早く進めたいということで、今進めているところでございます。

前田部会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

野田委員 はい。

前田部会長 ほかにいかがでしょうか。

吉川委員 のところですが、これは保護者が行う事項として書かれていると思いますが、学校が行うべきことがこの中には見当たらない感じがします。ないんですか。

青山青少年課長 「保護者（及び青少年の育成にかかわる者）が行う事項」ということで、括弧として、今の条例の文言では、「青少年の育成にかかわる者」の中に教員が入っています。この辺は、私どもの課の中で作業をしている中で、学校教育によってこうするべきであるということを事務局レベルでどこまで書き込んでいいのかということがありましたので、とりあえず書いておりませんが、そうしたご指摘は前からもありましたので、認識はしております。

吉川委員 この の部分は、保護者に対して、一定の基準を満たした教育・啓発事業への参加に努めなさいと言っていますが、いざやろうとしてどこに行けばいいのかということになると思います。やはり、保護者に対してそうした啓発の場を一番提供しやすいのは学校かなと思っています。そこで、学校が、今は自主的に、志の高いところは講師を呼んで事業をしているところもありますが、やっていないところとやっているところとの差がだんだん開いてくると思います。

やはり学校に関しても一定の基準を満たした内容の情報モラル教育のようなものを必ず実施する。しかも、学校は開催したいけど、保護者が半分くらいしか参加しないのでは意味がないので、できるだけすべての保護者が参加できるような仕組みもあわせて検討する。これは学校だけにやれといってもなかなか難しい問題がありますから、参加できない事情がある保護者には、別途、DVDなどの補助教材を使って、同じような情報を提供できるようにするなどの提案は、こちらからしていかなければいけないと思います。まずそこだと思います。

それから、例えば、今、学校で持ち込み禁止をしているところがあって、持っているのを見つけた場合は、とりあえず帰るまでは没収とかしていますね。そのときに子どもたちはダミー携帯を差し出すんです。場合によっては、中のチップだけ抜いてということもあるようなので、学校がそこにだまされないようにしないといけないので、こういう細かい悪知恵についていちいちここで書くべきことではありませんが、子どもたちの最新の手口を何らかの形で学校を知る場は必要なのかなと思います。そうしないと、技術に疎いような先生しかいない学校だと、子どもたちが出し抜いてしまってやりたい放題になってくるので、そこは、学校に対して情報が出せるような仕掛けが要るのかなと思いました。

前田部会長 ありがとうございます。私も同じようなことを感じていました。

事務局のお気持ちは非常によくわかるし、教育庁の仕事にどこまで口を出せるかという  
ようなところはもちろんありますが、書きぶりで、それを越権というような形にはしないで  
いただきたいと思いますけれども、基本的に、保護者に任せるといっても、保護者とい  
うのは本当にバラバラですし、そのときに日本の社会では、一つは、学校の先生というか、  
その先生の校区のとか、全部をカバーしないまでも、その一つがよりどころです。さっき  
のe - ネットキャラバンも、業者がやれば宣伝になってしまうのは決まっているので、や  
はり学校がもっと主体性を持つ。主体性を持つためには、その核になる人材をつくってい  
くとか。先生ではなくてもいいですが。やはりそこを抜きには青少年の問題は解決しない  
し、青少協が教育問題を中心に取り組むのはある意味では当然なので、こちらが提言して  
教育庁に迷惑がかからないような形でどう書いていくかということは、研究したほうがい  
いと思います。逆に、教育庁にも参加していただくほうがいいということだと思います。

余分なことまで申し上げました。

吉川委員 思い出したんですけど、以前、群馬県の前橋に行ったときに、そこの方から  
聞いた話だと、地域によっては外国人の方が多く住んでいる地域があって、保護者のうち  
のかなりの数が日本語があまり得意ではないので、そういう方々に対して日本人の講師が  
来て日本語で話しても、まず理解できないので、講習会の機会を提供しても、来ていただ  
くことは期待できないだろうと。そうすると、そうした外国人向けにいろいろな国の言葉  
で書かれた冊子や、余裕があれば通訳がいればいいんでしょうけど、そういう言語の問題  
なども少し配慮する必要があるかと思いました。

外国のご両親がいらっしゃるところは、往々にして共働きで、お父さんは昼間いなくて、  
お母さんは夜の仕事に出ていると。講習会を用意しても、その時間帯は仕事があって出て  
来れない。そういう家庭環境の問題もあるようなので、国の言葉の問題プラス地域性によ  
る家庭環境にも配慮したセミナーの細かい企画も必要かと思います。

後藤委員 こういう整理の仕方、これはこれでわかりやすいと思いますが、条例に規  
定することを考えますと、都が行うべき事項といいますが、都の責務のようなところに幾  
つか書いていくことになるのだと思います。例えば、1枚目の 真ん中の欄に、教育や  
啓発に当たって一定の基準を満たせるように進めるとありますが、これはこれで事業者の  
責務ですが、そこで都が定めた指針が例で書かれていますように、都がその問題に対して  
何らかの指針を設けることは都が行うべきことですので、それはぜひ都が行っていただき  
たいと思います。教育の研修のあり方、e - ネットキャラバンについても、例えば、営業

にわたらないこととか。本当はこういうことは当たり前だと思いますが、企業のコンプライアンスというか、社会的責任からすると当然だと思いますが、残念ながら、そうはなっていないという現状がありますのでそういうことを書くとか。

あるいは、これは私が前に言ったことでもありますが、そもそもフィルタリングのレベルについても、私は指針に書けるのではないかと思います。そう難しいことを書くわけではなくて、指針の中に例示で、子どもが犯罪に巻き込まれるようなものは有害情報であると言入れたらいいと思います。そういうことも都が定める指針、都が何らかの指針を定めるということにして、その一つに検討課題として入れていただければと思います。

最後の12番のところ、EMAの問題について国に要請するとあります。これはこれでぜひ、国には要請してほしいと思いますが、国にそういう問題意識を投げることは当然必要だと思いますが、総務省になるので、どこまで実行してくれるかというのはこれもまた疑問でもあります。ですから、都として別に要請してもいいのではないかと思いますので、その辺も検討していただきたいと思います。

以上です。

前田部会長 ありがとうございます。

加藤副会長 今の保護者のことですが、これは恐らく、あとがきとかまえがきのほうに書くべきことだと思いますが、要するに、テクニカルなことにおいて優れていないと指導ができないということ自体、実は大変おかしなことです。本質的に、教育というものは信頼関係があるわけですから、携帯電話の利用の仕方を保護者のほうがよくわかっていないと指導できない、それは事実だと思いますが、むしろ、まえがきとかあとがきに、そういう親子関係が本質的な信頼関係を既に失っているような恐ろしい時代に来ているのだということは、できれば加えていただきたいと思います。

つまり、テクニカルな点で、今、吉川委員がいろいろなことをおっしゃったように、保護者が一生懸命に勉強しても、結局は子どものほうがいろいろなことがわかっているということが出てきて、抜け穴がいろいろあると。それは、小学生や中学生ではないですが、学生と接していると思うのは、先生や親をだますのはちょろいもんだということをよく言っています。ですから、基本的に、保護者がよく理解した上で取り組まなければならないことは当然必要で、そういういうことは書きますが、実は、本当は、テクニカルなことを保護者がよく知っていなくても、本来は、指導は可能である。だけど、そういう素地が今の日本にはもうないということも、できたら加えていただきたいと思っています。

犯罪に加わるということが重要ですが、犯罪ということは目に見えますが、実は、犯罪以外に、ネットにつながった場合、例えばおかしな宗教集団からの教育が十分あるわけです。具体的に申し上げますと、集団自殺などというものがあって、ヘヴンズ・ゲートというアメリカのカルト集団が、ランチョサンタフェというところで集団自殺しました。そのときに、アメリカ社会が大きな衝撃を受けたのは、親が知らないところで子どもがいろいろなことをしていたと。今までは、何かおかしな宗教集団の集会に出るとなると、夜にこっそり出て行ったり、うちの子は何か変なことをしていると気づいたけど、親が全く安心しきって、夜もきちんと家にいて、自分の部屋にいてと思っていたら、実はカルト集団からいろいろなことをたたき込まれていたということもあるわけです。

ですから、犯罪だけではなくて、いろいろな形の情報が入ってきているので、その光と影のマイナスの部分に接する子どもたちはどんどん悪循環に陥っていく。そういう社会から保護されている家庭の子どもは、ネットのプラスのほうをどんどん利用していき、片方はどんどん好循環化していき、片方はどんどん悪循環していってしまう。ですから、この悪循環していくときに、これは基本的なことだと思いますが、本来は親が保護しなければならないのですが、親が保護能力を失っているときには、公的機関が保護する以外には恐らくないだろうと思っています。

この前の携帯電話会社各社のお話で感じたことですが、フィルタリングを外すという要請の保護者の理由としては、これは2社も言っていましたが、「子どもを信頼しているから」というものが多いということをおっしゃっていました。これは本当に、親が楽をするための言葉で、親が子どもから嫌われないために言うのが「信頼しているから」ということで、親の責任能力、指導能力がないとすると、親が保護する能力がないところでフィルタリングが外されるわけですから、フィルタリングは原則化されて云々ではなくて、保護者が解除してくれと言っても絶対に外さないというくらいにしないといけないと思います。つまり、必要なところでフィルタリングがかからない。きちんとした保護の下にある子どものところでは、これを外してくれということは言ってこないというようなことになって、これも同じですが、社会のマイナスの部分の影響を受ける子どもはどんどんマイナスの影響を受けていく。光の部分の影響を受ける子どもは、光の良い影響をどんどん受けていくということで、二極化というほど極端な言い方はしませんが、そうすると、マイナスの影響を受ける、つまり、うちの子を信頼していますから外してくださいなど言う無責任な親、自分が気持ちの上で楽なことを選んでしまう親の子どもたちを、どう救うか、守るかとい

う発想に立つと、これは保護者が外してくれと言っても外さない。少なくともこのくらいのことをしないと、今、子どもは守れないのではないか。つまり、守ってくれる人が誰もいなくなっている。それで、むき出しで社会の中に放り出されているという状態ですので、そこら辺のところを、利用・非利用、原則というようなことは外していいのではないかと考えております。

前田部会長 ほかにいかがでしょうか。大所高所の議論でもいいですし、細かい議論でも、どのレベルでも構いません。

徳本委員 細かい議論になるかと思いますが、 に「一定の基準を満たし、青少年にとって安全で安心して利用できる機種又は機能を、優良なものとして推奨する。」とあります。「参考事項」のところに、類似のものとして映画の推奨についてご紹介いただいておりますが、その腹案等をお持ちでしたら、優良なものとして推奨する場合、組織とか、イメージとか、何かあったらお教えいただければと思います。

青山青少年課長 そういう意味では特に細かく詰めていなくて、先ほども申し上げましたように、アメとムチで、事業者には、良い携帯電話を普及させたいインセンティブを与え、保護者のほうにも、使いたくなるような携帯電話を紹介するための一案として、こうしたことが考えられるのではないかというくらいのものであります。条例では、実際には今は優良映画しかしていませんが、優良図書、優良興行、そうした推奨ができることになっております。来月、健全審の会長においでいただきますが、逆に、不健全な図書、不健全な玩具、不健全な刃物などの指定も、今、青少年健全育成審議会で行っておりますので、条例で設けられている既存の審議機関としては、青少年健全育成審議会が同趣旨の機能を果たしているということをご参考事項として書いております。

それらの、優良の相談や不健全の指定をすることは、青少年健全育成条例の施行規則の中で具体的基準を定めておりますので、それに照らして審議会にお諮りしております。今は、とりあえずそうしたものがあつたことを御紹介しましたが、こうした既存の土俵を使うのか、何か新しい仕組みを作るのか、そこまでは特に詰めて考えてはおりません。

徳本委員 ありがとうございます。こういう制度があつてもいいかなと思つたのでお尋ねしてみました。ただ、映画の推奨の場合と性格が少し違つたような気がして、そういう場合、組織としてどういふものがあるのかなと思つたものですから質問させていただきました。ありがとうございました。

新谷委員 機種の推奨ですが、PTAの中でも、どういふ機種を使つたほうがいいのか

かということは、皆さん興味があって、疑問があって、やはりご質問があります。それで、日Pや都Pとしても推奨機種にしようかと思ったんですが、教育再生会議とか、全体的に、ケータイは持ちません、持たせませんと宣言しているというか、そちらに合わせているものですから、一方では持たせませんとか持ちませんと運動しているのに、推奨していいのだろうか。でも、実際は、そうしたものが求められている、そうした情報が求められているから必要だよなという議論になっても、そのままというところがあります。でも、実際に優良なものは推奨していいと思います。基本的には持たせない、持たないけれども、そうした危険性やいろいろなものを考えあわせて、こうしたものならば危険は少ないというようなことで、両方ですね。現実問題として、そうした議論が絶対に出ると思います。出るけれども、それに勝つような理由をきちんとつくって、推奨することは実効性があると。現実問題として右往左往するよりも、出してしまったほうがいいと思います。

というのは、事業者も、良いものをつくれれば儲かる、良いことをすれば儲かる、そうした仕組み、サイクルもつくってあげないといけないと思います。私たちも消費者なので、良いものを提供すれば、私たちはそれを買う。悪いもので子どもたちからお金を取ろうと思うんじゃないと。良いものを提供すれば、賢い消費者としてそちらに行くのだから、そうしたサイクルをなささいというようなことは業者にも言っているのだから、いいのかなと思います。

都が推奨したら、都小Pも推薦を付けます。そうしたときに、ネット・ケータイヘルプデスクに、例えばどういった機種を持たせたらいいのでしょうかという質問が来たら、今はどこの事業者のものも勧められませんかと言うと思います。でも、こうしたものがあれば、一応こうしたものを推奨しておりますという情報提供が堂々とできますし、学校側も保護者から質問されたときに、一応こういうものが推奨としてありますと言えるので、実際問題として、いいのかなと思います。

それから、保護者に義務を課すということは前にも言ったと思いますが、本当に必要だし、有効だと思います。前に、都の青少年健全育成条例で、夜の11時以降に子どもが外出していたら、親を罰するとまではいかないけれども、親が同伴して連れていてもいけないということがあったときに、これをバーッと宣伝したら、本当に少なくなったという話を聞きました。野球の帰りでもだめだということをガンガン広報したら、それ以前は、飲み会などにも子どもを連れていったといったこともあったのですが、それはもうだめだ、置いていけということになって、結構効果があったということがありますので、保護者にこ

うしてどんどん課していく。必要があれば、そうした保護者に対しては事業者が勧告するというような、事業者に勧告の努力義務を課してしまって、こうしないと事業者から言われてしまうのかというものがあるといいと思います。あと、一人でも、言われたという事例があるとバーッと広がりますので、何かそうしたものを課していく。ペナルティまでは付けられないけれども、努力義務や勧告義務など、どこまで実行されるかわからないけど、条例に書くということは、保護者は小心なので意外と有効なことがあると思います。

それから、教育に関しては、教育課程などいろいろあるので、そうしたものを全部学校に課することができるか、事業を実施することができるか、それはすごく難しいと思いますが、例えば、参加・開催希望の保護者やそうした団体に対して、学校や行政が協力するとか、支援するとか、そうしたことをする義務があるというようなことを書くことは、かなり有効なのかなと思います。

それから、 はすごく大事だと思います。というのは、今、小学生の段階でも、要らないゲームをオークションで売り払って、親は知らない。そういう売買をして子どもがお金を持っている。なぜなのかわからないけど、どんどん新しいゲームを買っている。よく聞いてみたら、要らないゲームなどをオークションで売ったり、交換したりしているので、子どもが意外とお金を持っているなどという恐ろしい小学生が現実にはいますので、原則として、子どもがお金を扱えない、動かせない、そうしたことは現実問題として必要だと思います。これは入れていただきたいと思います。

それから、 は、ほかのところには投げるとそのままになってしまうのかなという気がします。ですから、ぜひ、ほかのところには投げないで、私たちができることはさせていただきたいし、都としてせつかくここまで進めたので、動きを一つしたいと思います。

前田部会長 ありがとうございます。 の「国へ」というのは、確かに、参考資料に付いている法律の作り方などを見てもそうですね。ただ、先ほど、委員から共通に出てきた、公表していくということは、EMAが公認したものでこれだけ起こっているというのは、信用失墜などというものではないと思います。ですから、この間の警視庁の指導に対して、EMAがあれだけ必死になって反応して、警察庁にまで働きかけてということは、あれはものすごく効いたということですよ。

その意味で、都として主体的に公表していく。消費者保護などでずっとお手伝いをしてきたときは、公表はタブーに近かったものです。会社をつぶす気かと。営業権をどう考えているんだというような議論がありました。だいぶ変わってきました。逆に、消費者側

から、悪い企業や食品安全の観点で情報公開がなぜできないのかということもありました。もちろん、そのバランスはあると思いますが、公表というのは、声も強いですし、重要なポイントだと思います。これは、具体化する中で、細かいところをきっちり詰めないといけないと思いますけど。

大葉委員 今の新谷委員や前田先生のご意見と全く同じですが、の第三者機関が、先日お話を伺ったときに、明らかに業界擁護団体ですよね。そして、拠出金が、フィルタリングをかけられてしまった企業からということで、全く信用に値しないと判断させていただきました。

この2年間の委員会の中で、子どもたちが安全に使っていける携帯電話やネットの基準を、審査基準の作成なども、まだあと1年半ありますので、どこまでできるのかいろいろプランが必要だと思いますが、そうした第三者機関を設けるのであればこれに従うこととか、業界から拠出金を得ないようにすることとか、理事や役員のメンバーには業界の人が3分の1以下であることとかしないと、結局、私たちが、例えば洗濯洗剤には界面活性剤が入っていて環境に悪いとか何とかいう情報が流れたときも、そんなに悪いものを業者がお店で売るわけがないというのが消費者の考え方ですよね。やはりそこにあれば買ってしまふ、そして判断の基準がなければ判断のしようがないというのが保護者の実情ではありますので、教育でいろいろと時間もかかるということもあったり、親の啓発も時間がかかるものです。それよりは、業界で、売れる携帯電話をつくるためには、この審査基準をクリアすることが大切であるということで、その審査基準を、条例とどう組むかとか、いろいろデザインしていかなければいけないと思いますが、トップダウンとボトムアップの両方で策定して効果的に進めていくことができるのではないかと、こちらの参考資料ですごく感じました。

そして、先ほど新谷委員もおっしゃっていましたが、東京都が推奨する安全ケータイのようなものも、一応、認定基準のようなものを設けたりすることで、業者はこぞってその機種を目指したりとかいうことがあるかと思います。出版業界の方々ともいろいろお付き合いがありますが、日本図書館協会推薦図書、文部省推薦図書、PTA推薦図書を取るために必死ですので、そうした安全・安心ということをブランド化していただくような働きかけをしていく。そうしたことで、携帯電話が悪いと言っているのではないという姿勢を示しながら、だけど、未来の子どもたち、少なくなっている子どもたちを守りたいじゃないですかと。携帯電話で殺されてしまったという時代にしたくないじゃないですかというこ

とで歩み寄って、メンバー構成などいろいろなデザインを考えながら、正しくて、安全で安心できるルールをつくっていただけたいのではないかと改めて思いましたし、この委員会ですらできるのではないかと強く思っております。

意見です。

吉川委員 私も、まず子どもに安心して推奨できる携帯電話の基準の部分は取り組んだほうがいいと思います。例として優良映画の推奨が出てきているので、基準が難しいようなイメージがついてしまいましたが、映画の場合、どうしても主観的な要素が大きいです。ただ、携帯電話のハードやソフトの基準については、本当に形式的に基準が決めるので、別にリアルタイムでメーカーの申請を受けて、それが基準を満たしているかどうかを認定するような機関がなくても、公然と売っているわけですから、うそをやればすぐにばれます。認定基準を満たしていないのに認定シールのようなものを貼っていたりすると、それは後から厳しい処分が可能なので、そんなにしっかりとした団体を設けなくてもいけるのかなという気がしました。実施するとしたら、小・中・高と段階的に、使っている機能の幅は違うでしょうから、U18、U16、U13のようなものがあるのかなと思います。

それから、今でもキッズケータイがあって、機能を限定した携帯電話が既にあります、あれも、中のチップが取り外し可能です。うちの子もドコモのキッズケータイを持っていましたが、壊れてしまった。買い換えとなるとすごく高いので、妻が使っていた古くなった、機種変更した後のSHのものにチップを差して今使っています。だから契約者情報は子どもですが、本体は大人向けに売られていたものが使えてしまう。そうならないように、子どもが使う携帯電話であれば、チップは簡単には抜けないようにしておく。ショップに行かないと、特殊な工具がないと抜けないとか、その辺の安全配慮措置も基準の一つに入れたりとかがいいのかなと思います。

それから、の、ショップにおける契約解除の保護者の意思の確認の部分も、保護者本人かどうかの確認方法も各社で微妙に違うということがありましたので、まず統一する必要があるかと思えます。冒頭に私が紹介した16歳の女の子が母親のふりをしてショップに行ったというのは、そのキャリアの基準では、親かどうかは保険証で確認することも可としています。写真を貼ってないから確認のしようがないということが抜け道になっています。ただ、ほかのところでは、顔写真入りの公的証明書がないとだめとなっているので、そちらの基準に合わせたら、こうした抜け道は一つは防げるのかなと思います。そういう

形で、本当に親かどうかを確実に確認できる基準を各社が実行する。

それから、解除の理由についても、一応、案としては、安易に解除の求めに応じないように説得するような努力義務なども提案として見え隠れしますが、有楽町のビックカメラの1階の売場をご覧になられるとわかりますが、3月とか4月の大商戦期には、とてもじゃないけど、いちいち保護者に対して、ちょっと考え直してくださいと説得しているような余裕が現場にはありません。どうしても形式的に、保護者の同意があれば解除せざるを得ないということで、とっとと解除しようというのが売場の本音だと思います。ならば、せめて、どういった理由だったら解除してもいいかという正当な理由は必要、その正当な理由として幾つか挙げた中に該当しないのであれば、思いとどまるように説得する。どこまでだったら受け入れていいのかという基準を、販売員に示してあげる必要があるのかなと思います。それが今はないので、どういった場合に認めて、どういった場合には説得する必要があるのかということがよくわからないんですね。

その2つです。

前田部会長 ほかにいかがでしょうか。

かなり具体的なレベルのものもありますが、どんなご意見でも構いません。

住田委員 皆様のご意見を伺っていて、なるほど、私も本当に同じだなというところがいっぱいありました。まず、保護者の義務は絶対に必要だと思います。保護者というのは、加藤先生がおっしゃったように、今、親子の信頼関係がほとんどありませんよね。私のところに来ている子どもたちなどは、親とほとんど話をしていない子どものほうが多いです。やはり親が責任を持たないで、子どもをどうやって育てていくのだろうかとは感じているものですから、保護者の義務は絶対に必要だと思います。

それで、フィルタリング解除の申し出の理由ということで、今、吉川委員からお話がありました。こんなところだったらいいだろうかというようなことを挙げておきますと、それがいっぺんに広まっていくと思います。そして、親のふりをした誰かが行って、それで解除させてしまうということもあるので、これは原則として解除はできないという方向に進めたほうがいいのかなと思っております。

もう一つ。やはり学校をこの中で言っていないというのは片手落ちではないかと思えます。これだけ皆さんがいろいろと協議をしているのですから、学校への協力を要請していいのではないかと思います。学校は今、安全教育の中で携帯電話のことをやっているのではないかと思います。やはり継続してこれをやっていただいて、保護者にも指導して

いただくということは、言っていくべきものではないかと思います。

以上です。

前田部会長 ありがとうございます。

野田委員 今までのご意見と重なるのですが、保護者への啓発活動が非常に大事だと思っています。というのは、ご指摘もありましたように、指導できない保護者も一定程度いると思いますが、自分の子どもは大丈夫と、これだけ被害が報道されていても、そのようにどこか思っている保護者が、ある一定の数いると思います。ここで何うような話を聞くと、もっと意識が上がって、フィルタリングの解除をしなかったり、もう少し関心を持っているいろいろな指導をしていける保護者が、層としてはわりと多数いるのではないかという気がしています。そういう意味で、意識が低いという保護者に対して、どんどん啓発していくことによって、随分と底上げができてくるのではないかという気がします。

ですので、そういう意味でも、ご指摘もありますように、学校も協力し、また、業者も協力し、保護者の意識を上げていくことが一つの大事な方法かと思っております。

加藤副会長 吉川委員に質問ですが、解除していい正当な理由というのは、例えばどういことでしょうか。この前の話では、例えば理由として実際に聞かれるのは、「子どもを信頼しているから」ということで、僕は、それは全く理由にならないと思ったんですが。

現実に、こういう理由だったら解除していいと考えられる理由というのは、例えばどういことでしょうか。

吉川委員 そこはまだアイデアがないんですが、私も、原則フィルタリングをかけることには異論はありません。ただ、それはあくまでも原則論で、例外は絶対にあるわけですね。その例外がどういう場合なら許容されるかという基準がないまま、原則論だけで進んでも、これは法的義務ではないので、やはり外れてしまうことがあります。それを、何か基準がないと、どこまで原則を強く押せるのかが、事業者としても戸惑うところがあるのではないかと思ったので、中身はともかくとして、何か必要だと。

むしろ、それを公開すると、その情報が瞬く間に子どもたちに広まることはわかっていることなので、あくまでも内部通達的に進める配慮が必要かなと思います。

それか、仮に、子どもたちにその理由が伝わったとしても、それを、親のふりをして伝えれば解除できるというものではない中身ですね。子どもが適当な言い訳をすれば簡単に外れるようなものではないというものにするのも一つの方法かと思います。具体的にはちょっと思い浮かばないんですけど。

新谷委員 解除できる理由を幾つか挙げることはとても難しいと思います。例えば、「子どもを信頼しているから」という理由はだめだとしたときに、なぜだめなのかという議論が起こってしまうことが考えられまして、その理由を云々するよりも、解除するために手間とお金がかかる。解除するために1万円、2万円かかるとすれば、親は絶対に外しませんから。それが一番現実的だと思います。それをどう書いていくかはわかりませんが、とにかく、理由云々ではなくて、解除したいなら、手続きに時間と手間がかかる上にお金がかかることが、一番実効性があると思います。

青山青少年課長 参考までに、兵庫県の改正条例の中で、「当該青少年が就労しており、フィルタリング・サービスを利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める正当な理由があるときは、（中略）フィルタリング・サービスを利用しない旨の申出をすることができる」という規定があり、これを受けた規則には、本文の中にもあったのですが、「青少年が就労している場合において、フィルタリング・サービスを利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずること」が、一つ目の正当な理由として決まっています。

もう一つが、「青少年が障害を有し、または疾病にかかっている場合において、フィルタリング・サービスを利用することで当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること」。

3番目が、「保護者が、電気通信事業者が提供するインターネットの利用状況に関する事項の閲覧を可能とする役務を利用すること等により、青少年がインターネット上の有害情報を閲覧することがないようにすること」。つまり、要は、アクセス履歴等を親がきちんと管理するから大丈夫ですと、親が自分で申告することになります。

それで、「前3号に掲げるもののほか、知事が告示により指定する理由」ということで、こちらは、まだ法が施行されておられません。一応、兵庫県は条例に新たに盛り込んでおります。

これはご参考までに申し上げました。

吉川委員 成年擬制なども、その関連ですよね。婚姻している児童の例外とか。

青山青少年課長 恐らくそうです。

吉川委員 だから、たぶん、第三者の証明がないと理由が通らないようなものを基準にすることは可能だと思います。

前田部会長 何か書き込むときにはそういう議論もまた必要になるかもしれませんが、ほかにはいかがでしょうか。

もし、よろしければこのくらいにして、かなりご意見が出ましたので。

最後に、加藤先生から何かございますか。

加藤副会長 いろいろなことをご議論いただきました。基本的に、最初に、後藤委員から児童ポルノを公表していただいたときにも、日本は諸外国に比べて無関心だということを発表していただいたのですが、児童ポルノばかりではなくて、貧困少年に対する関心も、ある本を読んでも、諸外国に比べて日本は貧困率が先進国の中では上から2番目に高いけれども、問題は、それに対する関心が非常に低いことだと。貧困率が一番高いアメリカは、貧困率は高いけれども、その貧困少年たちをどうしたらいいかという、そういう子どもに対する関心はある。

それから、今度の携帯電話のことを考えても、携帯電話各社のご意見をいただいた方たちを責めるつもりは全くありませんが、子どもを守るという発想が少ないのではないかと。一般的に、日本の社会は、子どもを守るという発想、つまり子どもは未成熟で、少年は未成熟、そういう発想がないから、どうしてもそこら辺の発想をきちんと、日本の社会ではこういうことはやはり守っていかなければいけないというメッセージを、あとがきなりまえがきのところに書く必要があるのかなと感じます。ですから、いろいろな議論があると思いますが、僕も、きょうは、おまえの意見は極端だと言われそうで、気がひけながら話をさせていただきましたが、少なくとも、子どもを守る、子どもに対する関心、それを我々の社会が持たなければならない。

アメリカのバーモント州で、小児科医が知事になったことがあります。その小児科医は、とにかく子どもにお金をかける、財政がどんなにきつなくても子どもにお金をかけるんだと。そうすると、子どもにお金をかけることで、次の成長した人たちの、例えば犯罪なら犯罪にかかる費用を防げるということで。

いずれにしても、本で読むばかりではなくて、僕自身も感じる、子どもに対する関心というものは社会が持っているものですから、次回からは有害図書の問題などの議論に入るようですが、ここで都民に対するメッセージとして、子どもに関心を持ってくれと。それで、子どもを守る必要があると。かつては、親たちが守れていたけれども、親によって守られない子どもが大量に出てきている事実もあるので、そこら辺は、社会が守る必要があるのではないかということを感じました。

以上です。

前田部会長 先ほども一回触れさせていただいたと思いますが、木村委員から文書で意

見が提出されています。これについては、携帯電話に関するリスク教育を公教育の場で行うべきであると。これは、この場で出た議論で、かなり同じ方向の議論があったと思います。さっきもご説明があったように、教育の中身についてここでどこまで書けるかという議論があることには留意しつつ、こういうペーパーが出ているということをもう一回確認させていただきたいと思います。

それでは、本日の議論は非常に有意義で、提言をまとめていく上で有効なものが多かったと思いますが、次回の予定を含めて事務局からご説明いただけますか。

青山青少年課長 次回の専門部会は、6月25日の火曜日、午前10時からの開催を予定しております。次回のテーマは、ネット・ケータイから一旦離れまして、青少年を対象とした図書類のあり方につきまして、東京都健全育成審議会の会長であられる銅谷勝子様、日本雑誌協会・出版倫理協議会議長の鈴木富夫様のお二方より意見聴取・ヒアリングを行う予定でございます。

なお、詳細につきましては、後日ご通知差し上げますが、次回、6月1日を過ぎますと都庁内はクールビズになりますので、お気軽な服装でおいでいただけますと幸いです。都庁の職員はネクタイをしておりませんが、その辺はお許しいただきたいと思えます。

前田部会長 ありがとうございます。

本日は、長時間ありがとうございました。次回は6月25日ですので、何とぞよろしくお願いいいたします。

どうもありがとうございました。

午後8時10分閉会